

仕 様 書

建設局南部土木みどり事務所

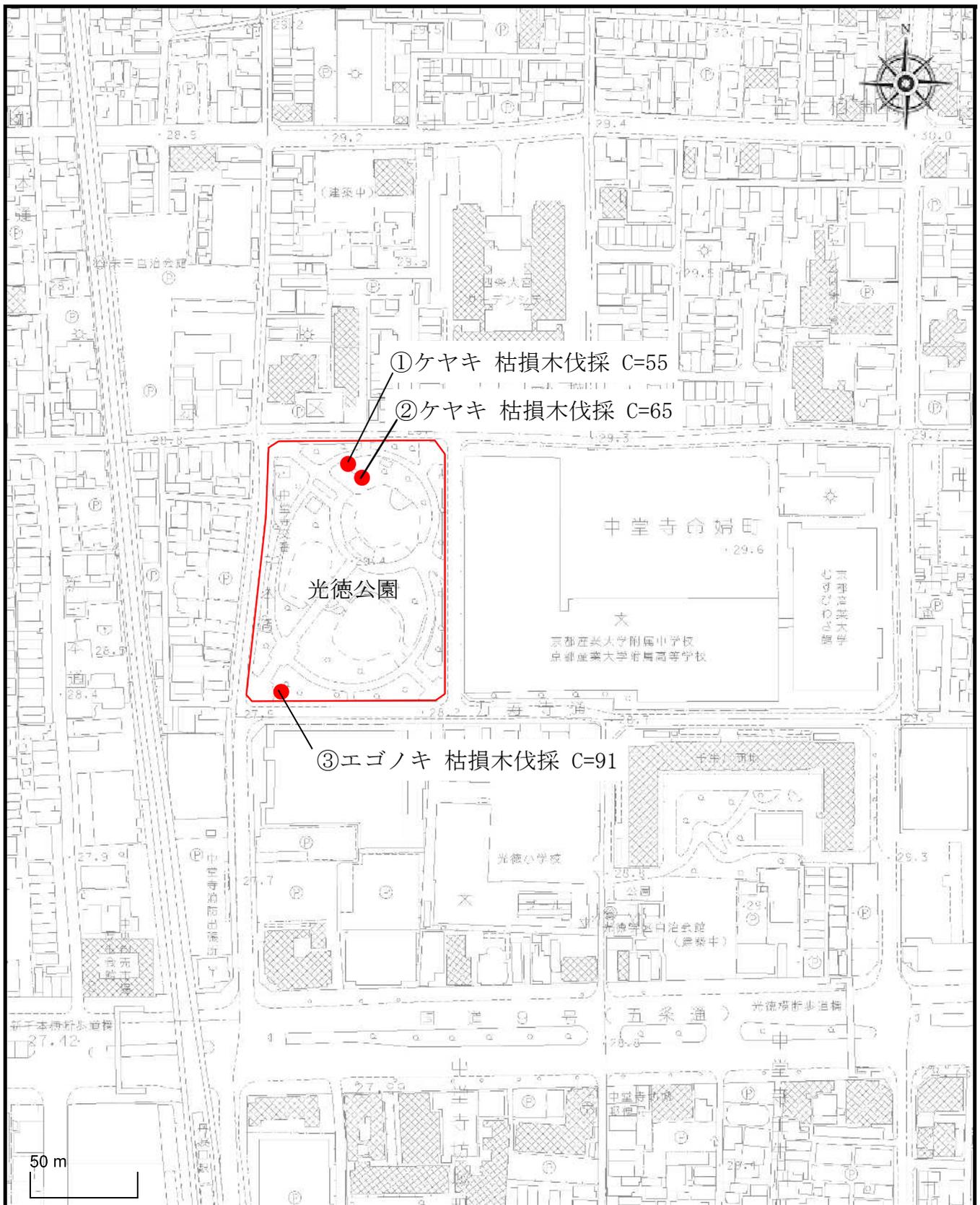
(担当 安達、土屋 電話 075-691-3158)

件 名	光徳公園他枯損木伐採及び強剪定作業									
履 行 期 間	契約の日の翌日 から 令和7年2月28日まで									
履 行 場 所	光徳公園他 京都市下京区中堂寺命婦町他地内									
契 約 条 件	<p>1 目的 枯損木の伐採及び強風による倒木・枝折れ被害を防ぐための剪定を行い、公園利用者の安全性の向上を図るものである。</p> <p>2 作業概要</p> <table border="1"><thead><tr><th>箇所</th><th>内容</th><th>本数</th></tr></thead><tbody><tr><td>光徳公園</td><td>枯損木伐採</td><td>3</td></tr><tr><td>久世橋東詰公園</td><td>強剪定</td><td>3</td></tr></tbody></table> <p>3 作業対象 別紙「箇所図」、「現況写真」に記載の樹木</p> <p>4 内容 (1) 以下により、対象木の伐採及び強剪定を行うこと。 (ア) 枯損木伐採は、枯れ木の地上部の伐採処分までの作業であり、根株は公園利用者に危険のないよう処理すること。 (イ) 強剪定は、強風を受けやすい河川敷の公園において、倒木・枝折れ被害を防ぐため、前回剪定高さまで樹高を下げ、剪定すること。 (ウ) 業務にともなう発生材の搬出は、即日に行い、現場に仮置きしてはならない。 (エ) 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。 (2) 監督職員と作業工程、作業の周知等について協議した後、作業着手すること。 (3) 作業完了後、完了届、写真帳、処分伝票の写しを提出すること。 写真帳は、着手前、完成及び作業状況写真を撮影し、提出すること。</p> <p>5 特記事項 (1) 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費、業務に伴い発生した廃棄分の運搬費、処分費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 (2) 作業に際しては、公園利用者及び近隣住民等に十分配慮すること。 (3) 作業中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。 (4) 本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合は別途協議する。</p> <p>6 支払条件 業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p>	箇所	内容	本数	光徳公園	枯損木伐採	3	久世橋東詰公園	強剪定	3
箇所	内容	本数								
光徳公園	枯損木伐採	3								
久世橋東詰公園	強剪定	3								

注) 本仕様について不明な点がある場合は、担当者の指示に従ってください。

箇所図

光徳公園



現況写真

光徳公園



①ケヤキ 枯損木伐採 C=55



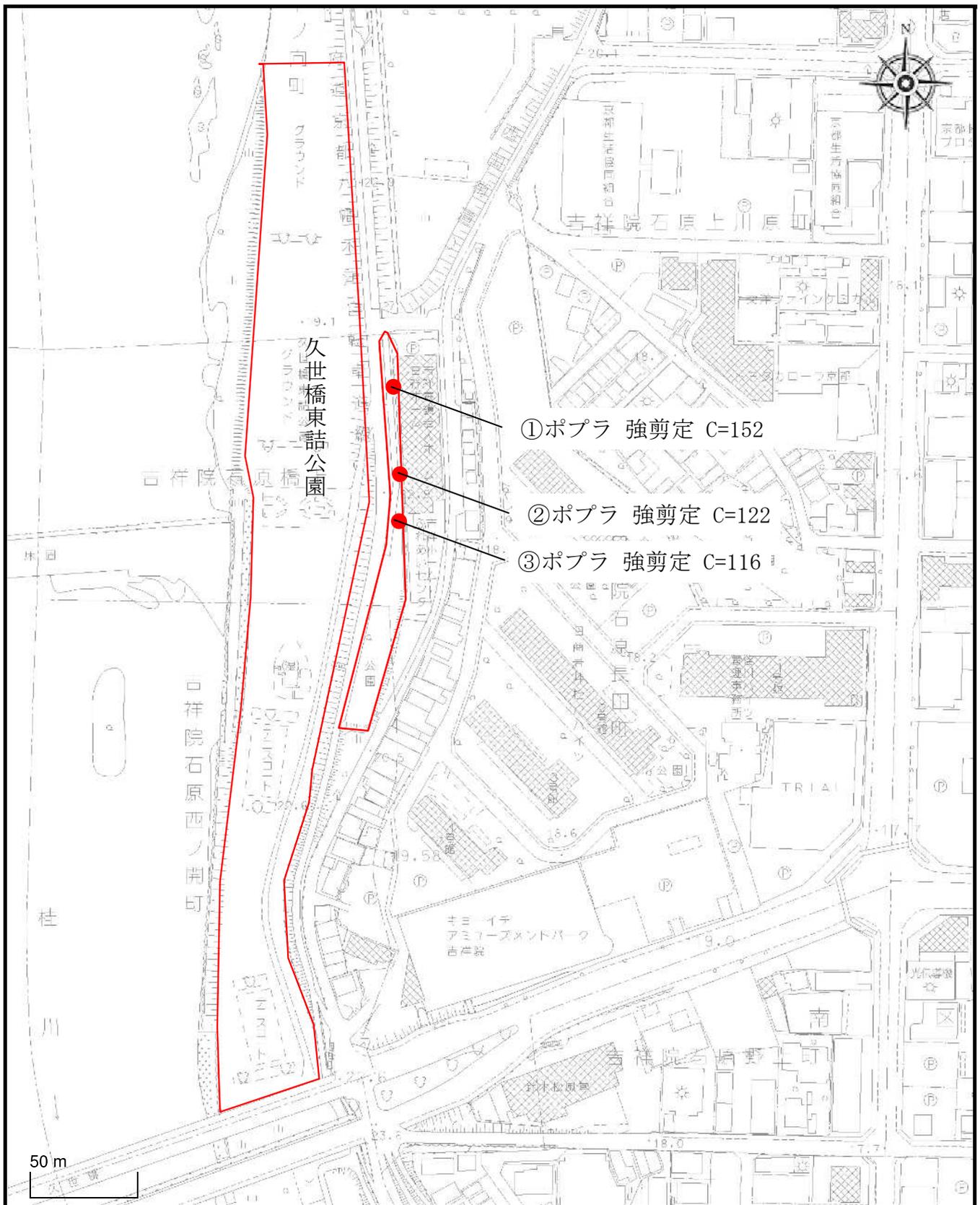
②ケヤキ 枯損木伐採 C=65



③エゴノキ 枯損木伐採 C=91

箇所図

久世橋東詰公園



現況写真

久世橋東詰公園

